

第1回 小田原市自転車駐車場事業者選定委員会 概要

- 日 時 平成30年4月24日（火） 午後3時～
- 場 所 小田原市役所 301会議室
- 出席者 委員：高橋委員、青木委員、加藤委員、安西委員、角田委員、杉崎委員
事務局：山崎市民部長、片野地域安全課長、蓮見地域安全課副課長、
生活安全係主事2名
- 欠席者 なし
- 傍聴者 なし
- 配布資料
- ・次第
 - ・小田原市自転車駐車場事業者選定委員会 名簿
 - ・資料1 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場事業者の選定について
 - ・資料2 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場について
 - ・資料3 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場事業者募集要項（案）
 - ・資料4 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場事業者審査基準（案）

会議概要

1 開 会

- ・事務局から開会のあいさつ
- ・委員長選出（杉崎委員を委員長とする）

2 諮 問

- ・小田原市自転車駐車場事業者選定委員会規則第2条に基づき諮問

3 議 題

（1）指定候補者の選定について

事務局	資料1、2に基づき説明
議長	利用料金について。小田原駅西口第1自転車駐車場と利用料金が異なっているがなぜか。
事務局	まず条例の観点から説明する。小田原駅西口第1自転車駐車場は、条例に基づき料金設定している。条例では記載されている料

	<p>金の範囲内で、指定管理者が利用料金を設定すると定められており、条例に記載する金額が上限と考えてもらいたい。一方小田原駅西口第2・東口自転車駐車場は、条例に基づく施設ではないため、料金は公益財団法人自転車駐車場整備センターの運営時の料金を維持して運営するものとしている。</p> <p>2施設の料金の違いは『屋根があるかどうかの違い』と考えていただきたい。小田原駅西口第1自転車駐車場は全て屋根がある。一方、小田原駅東口自転車駐車場は、1階は屋根があるため、西口第1と同額の料金設定としているが、2階は屋根が無いため、安く料金を設定している。一時利用料金も屋根のある西口第1は150円/日、屋根のない東口は100円/日に設定している。</p>
議長	その他ご質問やご意見はあるか。
一同	意見なし

(2) 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場事業者募集要項(案)について

事務局	資料3に基づき説明
議長	ご質問やご意見はあるか。
委員	<p>応募資格について。</p> <p>6応募資格(1)①のア～サ、及び②③は全て満たしている必要があるのか、それとも一部満たしていればいいのか。</p>
事務局	(1)①ア～サは全て満たしている必要がある。それに加えて②③も併せて全て満たす必要がある。
委員	さらに共同事業体の場合には、(2)も満たさなければならないということか。
事務局	そのとおり。共同事業体の場合は(1)(2)を全て満たす必要がある。
議長	ただいまの部分について、全て満たしている必要があることが分かるよう、事務局へ修正をお願いしたい。その他にあるか。
委員	現在の運営方法について確認したい。定期利用と一時利用に分けられているが、これは事業者側の工夫によって台数や運営のルールを変えるなどの余地はあるか。現状のまま運用しなければならないのか。
事務局	一時利用については、機械式ラックで管理をしており、機械の台数が156台と固定されているため、工夫は難しいと思われる。一方、自転車や原付の定期利用については、柔軟な対応が可能。現在、原付の利用率が比較的低い一方、自転車利用者に待機が発

	生していると報告を受けている。例えば原付の利用エリアを自転車へ振り替えるなど、現状に即して運用方法を変更することは問題ない。
議長	台数等について柔軟に対応し、定期利用と一時利用の区分については、現状を維持するということがいいか。
事務局	その通り。
議長	資料3の29ページの独自事業提案書について。前回のプレゼンテーションでは、様々な事業計画が提案されたと聞いている。独自事業は、『収益の何パーセントを充てる』などの制限は設けず、自由に提案をしていただくということでよいか。
事務局	その通り。収益に対する事業費の割合などは定めず、事業者に自由に提案していただくものとしている。 ただ、独自事業提案書の収支については事前に定めていただく。 なおこの際も、特に金額の定めはない。
議長	了解した。他にあるか。
委員	我々は事業計画として出されたものを審査することになる。ただ、出されたものはあくまで計画であるため、実際の運営では計画と異なる場合があると思われる。選定後に、計画と実際の運営を比較して評価することはあるか。例えば様式2のVIその他の特記事項1市内在住者の雇用の『申請する団体での本事業に係る配置人数に占める市内在住者の雇用割合』など。計画と実際の運営時点で乖離が生まれた場合、後から評価することはあるのか。
事務局	委員会で選定された事業者と市との間で契約を締結する。今回の提案内容は契約書にもある程度含めることになる。具体的な内容については報告を受け、市で追跡調査等を行う予定。
委員	では選定委員としての責任は、候補者選定するまでという認識で構わないか。
事務局	その通り。
委員	様式2のVIその他の特記事項1市内在住者の雇用について。今回選定する事業者の運営期間は3年間と設定されているが、もし3年後に新たな事業者が選定された場合、それまでの事業者が雇用した市内在住者が、職を失うということも考えられるが、どのように判断すればいいか。
事務局	最初に雇用されてから3年後、雇用が失われるケースがあると思う。ただ、市として、「次に運営する事業者に雇用者を引き継ぐこと」という制限は設けられないので、継続雇用については各団

	体で自主的に対応してもらうことになる。
委員	基準としては、指定期間に市内在住者の雇用が確保されるという『計画』に対しての審査だと認識している。そのため審査に当たっては、審査項目が事業計画に表明されているかどうか、で判断するということでもいいと思う。運営中に天災など不測の事態が生じて、あらゆる計画が実施できない可能性もある。今回の審査では、事業計画が審査項目にどの程度合致しているか、中心市街地活性化にどの程度資するかで評価するしかない。
委員	審査基準の記載事項について。審査基準に、中心市街地の活性化に資する事業が提案されているかどうかとあり、様式4 独自事業提案書の記載内容が審査対象となると思うが、記載が分かりづらい。募集要項や様式4の冒頭に「中心市街地活性化事業の提案を記載する」旨を、明記すべきではないか。
事務局	募集要項3の21ページをご覧ください。これは事業計画本体を記載する様式2だが、4 独自事業提案書欄に『中心市街地の活性化に資する事業の提案を、様式4に記述してください。』と案内している。独自提案事業については、様式4を別紙として提出いただくイメージにしているが、問題ないか。
委員	了解した。これで問題ない。
委員	資料3 募集要項の21ページ、上乗せ貸付料の提案の表について。平成30年度と平成33年度に、かなり開きがあるようだがなぜか。
委員	平成30年は12月から3月までの4か月、平成33年度は4月から11月までの8か月間ということではないか。
事務局	その通り。表に月数など記入し、分かりやすくしておく。
委員	資料3 募集要項の14ページの表内の設備貸付料について。価格が年々下落しているのは、償却費という認識でよろしいか。
事務局	その通り。西口第2の設備では、平成31年度と平成32年度はどちらも1年間分だが、33,360円から28,620円と下落している。経年劣化により施設が古くなり、価値が下がっているためである。
議長	その他にあるか。 なければ以上の意見を反映し、正式な募集要項として定めるということでもいいか。
一同	異議なし
議長	では本日の意見を事務局で反映し、正式な募集要項とする。

(3) 小田原駅西口第2・東口自転車駐車場事業者審査基準(案)

事務局	資料4に基づき説明
議長	ご質問やご意見はあるか。
委員	全委員の持ち点の60パーセント以上(126点以上)で、選定の対象となる点が分かりづらいので、改めて説明願いたい。
事務局	各委員の持ち点が35点、委員が6名いるため、合計点は210点。その210点の60%、つまり126点以上を得ていなければ、候補者として選定はできないとしている。各委員の持ち点が60%未満でも問題はなく、あくまで全委員の評価点合計が、全委員の持ち点合計の60%を以上である必要がある。
委員	了解した。
議長	他にあるか。
一同	意見なし
議長	それでは、審査基準(案)の『(案)』を削除し、審査基準として認めるということよろしいか。
一同	異議なし
議長	それでは、お手元の審査基準を正式な審査基準として定め、次回の選定委員会で用いることとする。

4 事務連絡

- ・次回委員会日程について

5 閉 会